

群馬労働局 発表
令和 7 年 11 月 28 日

【照会先】
群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 大石奈津生
監察監督官 相澤 敏和
(電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

建設業の働き方改革等の実現に向けた協力依頼を実施しました

～群馬労働局と関東地方整備局が合同で、建設工事の発注者に向けて協力依頼～

群馬労働局（局長 上野康博）は、今般、関東地方整備局と合同で、県内の建設工事の発注者（公共工事発注者及び主要民間団体）に対し、建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について、協力依頼を行いました。（資料 1、資料 2 参照。）

群馬労働局では、資料 3 を用いて、あらゆる機会に周知を行ってまいります。

【協力依頼のポイント】

■背景・目的

令和 6 年 4 月から時間外労働の上限規制が適用され、同年の通常国会において第三次担い手 3 法が成立したところ、建設業の労働時間は全産業に比べると高水準であり、また、将来の担い手確保も懸念。
適正な工期設定や建設業で働く方の処遇改善には、発注者の皆様のご理解・ご協力が不可欠。

■協力依頼事項

① 長時間労働の改善

「工期に関する基準」に基づき、週休 2 日を確保し、受注者及び関係請負人が上限規制を遵守できるような適正な工期の設定。

② 賃上げ

令和 8 年 3 月 1 日から群馬県最低賃金は 1,063 円に改定されるが、建設業の将来の担い手確保には、建設労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要。建設業法の改正趣旨を踏まえ、適正な請負代金の設定及び受発注者間における適正な価格転嫁を促進。

③ 労働災害防止

労働安全衛生法や「工期に関する基準」を踏まえ、安全衛生経費として必要な金額を請負代金に設定・適切な支払い。

【別添】

- 資料 1 公共工事発注者あて協力依頼文書 2 ページ
資料 2 主要民間団体あて協力依頼文書 16 ページ
資料 3 リーフレット「建設工事の発注者向け協力依頼」 . . . 31 ページ

群労発基 1128 第 1 号
国関整建一産第 5 5 8 9 号
令和 7 年 11 月 28 日

公共発注者の長 殿

群馬労働局長
関東地方整備局長
(公 印 省 略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）の適用が開始されました。さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和 6 年の通常国会において、いわゆる第三次担い手 3 法が成立したところです。

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は減少していますが、なお高水準であり全産業に比べると未だ長い状況です。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、群馬労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添の各種リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（別紙 1）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、地方公社等の関係機関に対しても、リーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

建設労働者の長時間労働改善に向け、令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」に基づき、週休2日を確保し、受注者及び関係請負人が上限規制を遵守できる工期の設定に御協力をお願いいたします。また、週休2日工事及び交代制工事の導入とその対象工事拡大に取り組むようお願いいたします。

さらに、「工期に関する基準」においては、工期を設定する段階において、猛暑・大雪等の自然条件や休日・法定外労働時間などの工期全般にわたって考慮すべき事項や、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当し得ることなど、工程別・分野別に考慮すべき事項が明記されております。これらの基準は変更契約においても考慮する必要があります。

(別紙2-1)

つきましては、受発注者間において関係法令及び「工期に関する基準」を踏まえた協議のもとで、適正な工期設定を行うようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

群馬県では、令和8年3月1日から地域別最低賃金が1,063円に改定されますが(別紙1)、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。また、受発注者間での適正な価格転嫁が進むことで、建設事業者間(元請下請間)での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となることから、受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。

今般の建設業法改正により、適正に価格転嫁が行われるよう、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項とされ、受注者は契約前に、資材高騰につながるような「おそれ情報」を可能な範囲で事前に通知することが義務化され、その通知を受けた発注者は、資材高騰が顕在化した場合、協議に応じることが義務化されました。また、事前通知がされなかった場合であっても、受注者は契約上の変更方法に基づき、協議の申出を行うことが可能となります(別紙2-2)。

つきましては、今般の法改正を踏まえ、適正な請負代金の設定及び受発注者間における適正な価格転嫁に努めていただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

昨年度の当局管内における労働災害による死亡者数は、建設業が最も多い業種の1つであったため、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

す。

労働安全衛生法第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、請負代金に安全衛生経費として必要な金額を設定し、また、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑・大雪等の自然条件における不稼働を考慮した期間を確保するなど、御配慮をお願いいたします。

なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。

これらを踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします。（別紙2－3、2－4）

1 ポータルサイト「はたらきかたススめ」

動画「はたらきかたススめ」建設業編」



https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

2 最低賃金の改定について

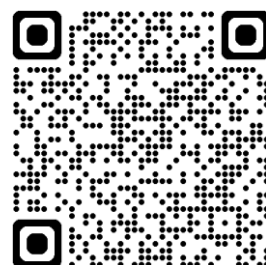
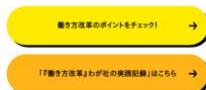


https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

参考 NEXT WORK STYLE 働き方改革

**NEXT WORK
STYLE**

働き方改革広がる



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、⁶山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占有企業者との協議期間	
※2	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 —:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準 備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）	
	設計図書で未決定の事項や仕様未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
施 工 ※4, 5	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
後片付け	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

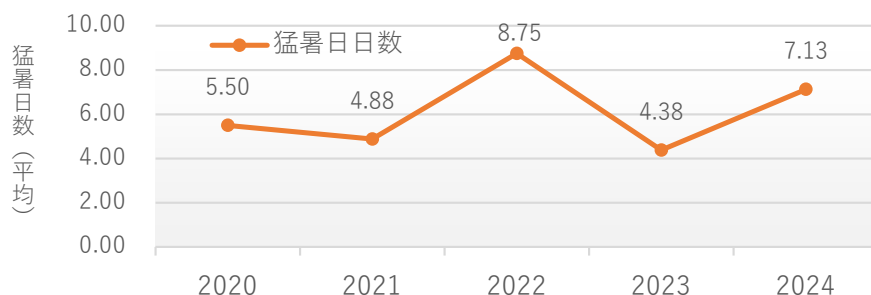
★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。



特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける群馬県（前橋地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成



※WBGTとは

熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされ、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書（例）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する**。

変更条項の削除は
法律違反！



契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



新ルール

②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



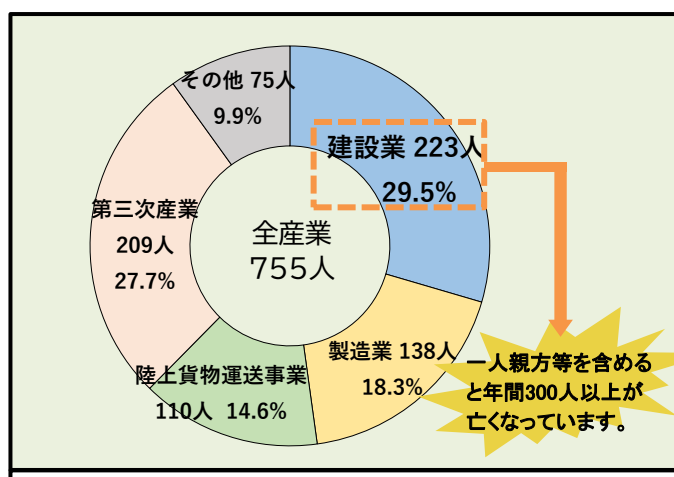
安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況

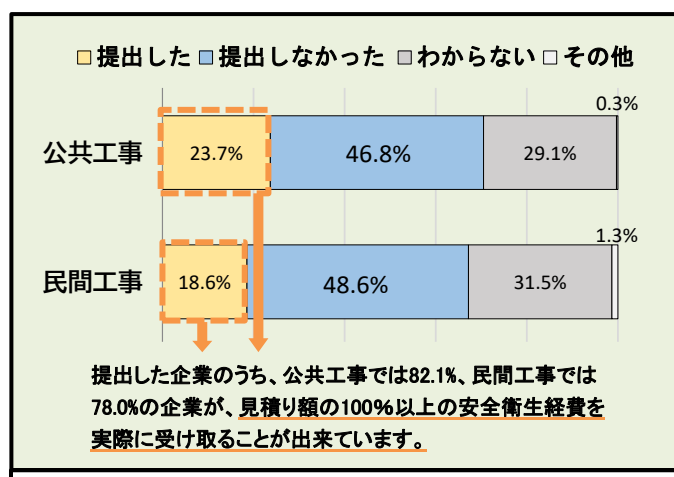


建設業における死亡災害は、全産業の約3割を占めています



出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」(2024年)

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況



安全衛生経費は必要経費です。受け取れない場合は法律に違反するおそれがあります。



出典:国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」(2024年)



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01 元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02 元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03 元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
労働安全衛生 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体	○		○	
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体	○		○	
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用		○		○
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
健康 職場環境の保持・増進のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	仮眠設備				
その他	設（トイレ、洗面所等）				
	時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
		注文者	下請	注文者	下請

チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

詳しくは 国交省HPをご覧ください。



安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特長等を踏まえた見積書を作成しています。

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

御見積書

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬出入は8トンユニック車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

名 称	仕 様	単位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m						
b. 材料費		m						
c. 型枠運搬費		m						
	計 (a+b+c)	m						
d. 一般管理費		%						
e. 安全衛生経費		%						
	計 (a+b+c+d+e)	m						
	消費 税	10%						
A. 施工費計								
法定福利費	※雇用主負担率	%	m					
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費 税	10%						
B. 法定福利費計								
合計 (A+B)								

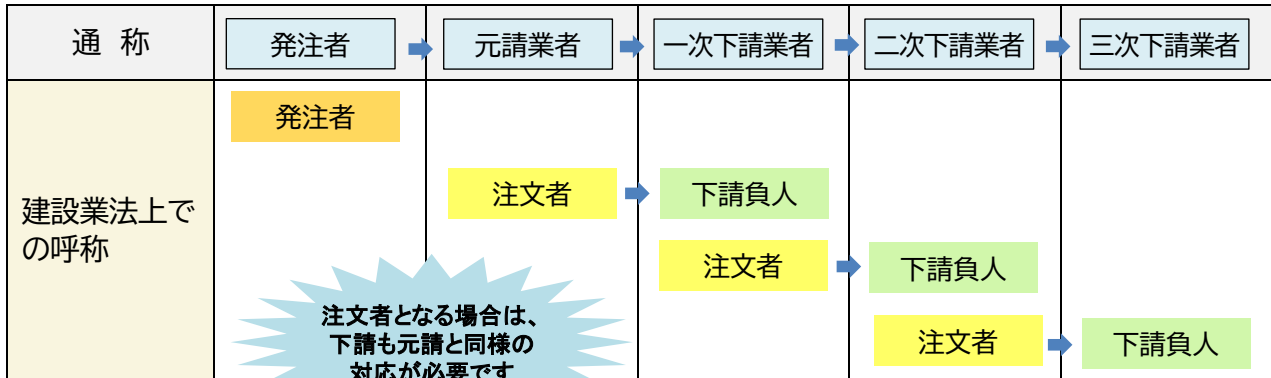
詳しくは 国交省HPをご覧ください。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。



国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線5486)



国土交通省



厚生労働省

公共発注者の皆様へ

公共工事の発注者として
「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



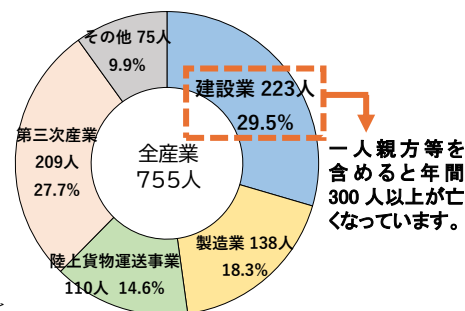
労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023 年には建設業での死亡事故が223件となっています※1。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等※2において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023 年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

● 仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

● 保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

● 労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m 未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

群 労 発 基 1128 第 1 号
国 関 整 建 一 産 第 5589 号
令 和 7 年 11 月 28 日

民間発注者の長 殿

群 馬 労 働 局 長
関 東 地 方 整 備 局 長
(公 印 省 略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）の適用が開始されました。さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和6年の通常国会において、いわゆる第三次担い手3法が成立したところです。

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は減少していますが、なお高水準であり、全産業に比べると未だ長い状況です。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、群馬労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添の各種リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（別紙1）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員の皆様に対しても、リーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

建設労働者の長時間労働改善に向け、令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」に基づき、週休2日を確保し、受注者及び関係請負人が上限規制を遵守できる工期の設定に御協力をお願いいたします。

「工期に関する基準」においては、工期を設定する段階において、猛暑・大雪等の自然条件や休日・法定外労働時間などの工期全般にわたって考慮すべき事項や、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当し得ることなど、工程別・分野別に考慮すべき事項が明記されております。これらの基準は変更契約においても考慮する必要があります。（別紙2－1）

つきましては、受発注者間において関係法令及び「工期に関する基準」を踏まえた協議のもとで、適正な工期設定を行うようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

群馬県では、令和8年3月1日から地域別最低賃金が1,063円に改定されますが（別紙1）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要であり、また、受発注者間での適正な価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となることから、受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。

今般の建設業法改正により、適正に価格転嫁が行われるよう、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項とされ、受注者は契約前に、資材高騰につながるような「おそれ情報」を可能な範囲で事前に通知することが義務化され、その通知を受けた発注者は、資材高騰が顕在化した場合、協議に応じるよう努めることとされました。また、事前通知がされなかった場合であっても、受注者は契約上の変更方法に基づき、協議の申出を行うことが可能となります（別紙2－2）。

つきましては、今般の法改正の主旨を踏まえ、適正な請負代金の設定及び受発注者間における適正な価格転嫁に努めていただくとともに、受注者から協議の申出がされた場合は、誠実に御対応いただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

昨年度の当局管内における労働災害による死亡者数は、建設業が最も多い業種の1つであったため、引き続き労働災害の防止の徹底が求められていま

す。

労働安全衛生法第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額の設定や、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑・大雪等の自然条件における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう御協力をお願いいたします。

なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。

これらを踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします。（別紙2－3、2－4、2－5）

1 ポータルサイト「はたらきかたススメ」

動画「はたらきかたススメ」建設業編



https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

2 最低賃金の改定について

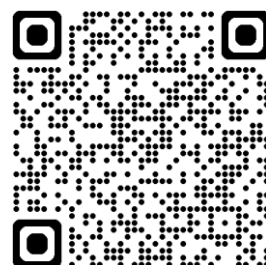
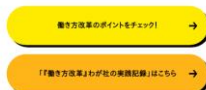


https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

参考 NEXT WORK STYLE 働き方改革

NEXT WORK
STYLE

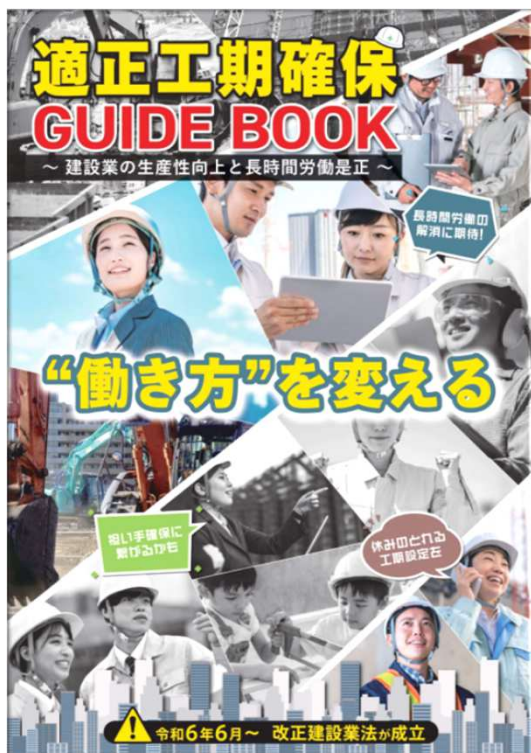
働き方改革広がる



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占有企業者との協議期間	
※2	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 —:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準 備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）	
	設計図書で未決定の事項や仕様未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
施 工 ※4, 5	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
後片付け	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

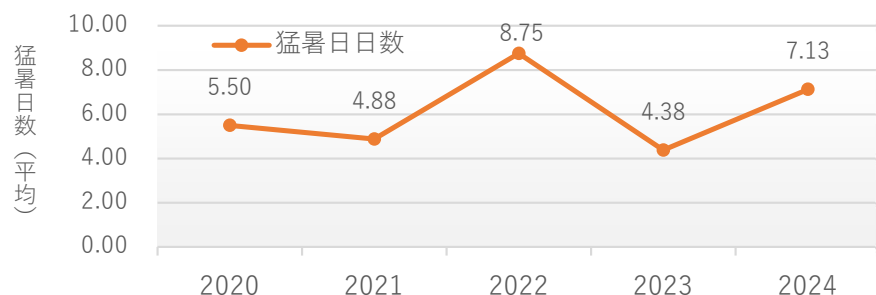
★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。



特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける群馬県（前橋地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成



※WBGTとは

熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされ、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書（例）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する**。

変更条項の削除は
法律違反！



契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



新ルール

②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



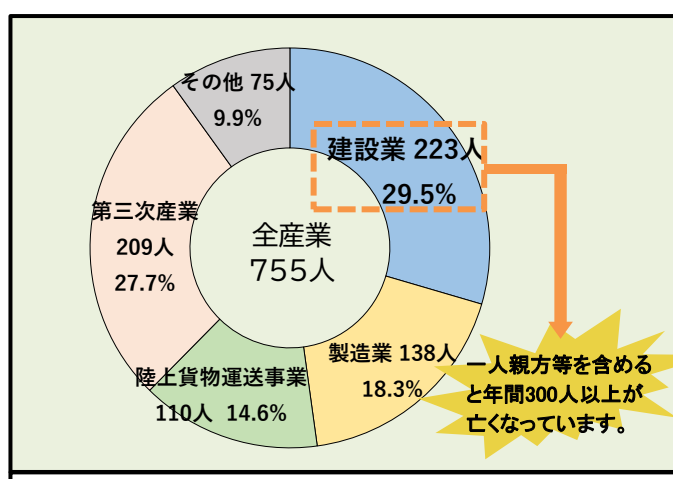
安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況

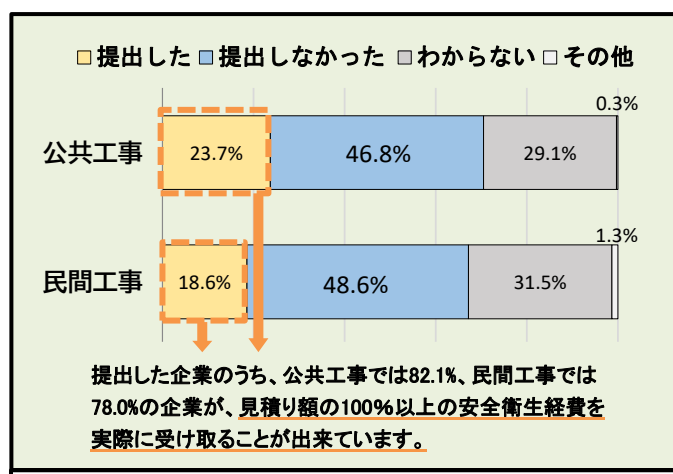


建設業における死亡災害は、全産業の約3割を占めています



出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」(2024年)

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況



安全衛生経費は必要経費です。受け取れない場合は法律に違反するおそれがあります。



出典:国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」(2024年)



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01 元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02 元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03 元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
労働安全衛生 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体	○		○	
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体	○		○	
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用		○		○
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
健康 職場の環境保持の進捗の確保	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	仮眠設備				
	設（トイレ、洗面所等）				
	時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
その他	追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	注文者	下請	注文者	下請

チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

詳しくは 国交省HPを
ご覧下さい。



安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特長等を踏まえた見積書を作成しています。

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

御見積書

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬出入は8トンのユニック車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

名 称	仕 様	単位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m						
b. 材料費								
c. 型枠運搬費								
	計 (a+b+c)	m						
d. 一般管理費		%						
e. 安全衛生経費		%						
	計 (a+b+c+d+e)	m						
	消費 税	10%						
A. 施工費計								
法定福利費	※雇用主負担率	%	m					
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費 税	10%						
B. 法定福利費計								
合計 (A+B)								

詳しくは 国交省HPを
ご覧下さい。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。

通 称	発注者	元請業者	一次下請業者	二次下請業者	三次下請業者
建設業法上での呼称	発注者	注文者	下請負人 注文者	下請負人 注文者	下請負人

注文者となる場合は、
下請も元請と同様の
対応が必要です

国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線5486)



国土交通省



厚生労働省

民間発注者の皆様へ

民間工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！



●大規模施設や再開発工事を発注する際、施工のスムーズな進行や高品質な構造物だけでなく、現場で働く作業員の安全を確保することが重要です。安全な施工環境の確立には、「安全衛生経費」の適正な計上が欠かせません。

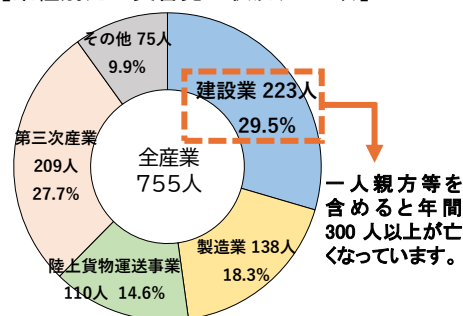


労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています※。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求める指針を示しています。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨フィルター
- ⑩耳栓

・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m 未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



請負代金への安全衛生経費の適切な反映

安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要なものです。また、労働安全衛生法第3条3項では、発注者の責務として「安全で衛生的な作業のため配慮しなければならないこと」を規定しており、具体的には、工費の積算において安全衛生を確保するために十分必要な経費を見込むこと等が考えられます。

発注者の皆さまは、請負代金への安全衛生経費の適切な反映をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 十分な安全対策が講じられ、作業員の安心感が高まります。
- 企業の信頼性向上** 発注者としての社会的責任を果たし、信頼性とブランド価値の向上につながります。
- 工事の品質向上** 安全な環境下では、工事の進行がスムーズで品質も安定します。
- コンプライアンス徹底** 「建設業法」や「労働安全衛生法」に則り、法令遵守を徹底した施工が行われます。



民間発注者としての安全推進のポイント

現場での適正な運用の徹底に向けて、以下の取り組みを推進してください。

- 安全衛生経費の適切な反映** 安全衛生対策が実施できるようにするため、請負代金に安全衛生経費が適切に反映されているか確認しましょう。
- 発注契約時の説明強化** 契約時、元請に安全衛生経費の重要性を説明し、元下間で「確認表」や「標準見積書」が作成されるよう促すとともに、下請まで確実に経費が支払われるよう理解を共有しましょう。
- 施工条件の変化への対応** 途中で施工条件が変化した場合には、工期や経費についても適確に契約変更し、安全衛生対策に支障が出ないようにしましょう。

「安全を守る投資」を通じて、持続可能で信頼されるプロジェクト実施に向けたご協力をお願いいたします。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

安全な家づくりのため、工事見積の「安全衛生経費」は大切な費用です！



●新築やリフォームをはじめとする建設工事では、ヘルメットの着用や足場の設置など、労働災害防止対策を講じることが法律で義務付けられています。これらを適切に実施するために、工事見積に「安全衛生経費」が含まれていることが重要です。



現場での災害・事故リスクを知ろう

建設現場は、転落や重機による災害・事故が発生しやすい環境です。2023 年には 223 件の死亡災害が発生し、全産業の約 30% を占めています※。

※ 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

建設業の3大死亡災害



安全衛生経費とは何か？その必要性やメリットを理解しよう

安全衛生経費とは、建設現場での災害・事故を未然に防ぐために必要な費用です。次のような労働災害防止対策の適切な実施は、法律上で義務付けられています。

保護具の購入費用	ヘルメット、安全靴、安全帯など
仮設設備の設置費	足場や転落防止ネットの設置
安全教育の実施費用	作業員への安全講習など

安全衛生経費を確保することで、発注者には次のようなメリットがあります。

安全性の確保	災害・事故のリスクを減らし、作業が安全に進められます。
工事の品質向上	安全対策がしっかりと講じられた現場では、作業効率が上がり、工事の品質も向上します。



安全衛生経費の確保にご協力をお願いします

安全な工事を行うため必要不可欠な安全衛生経費ですが、コスト削減のために十分確保されないケースが少なくありません。業者を選定する際には、しっかりと安全衛生経費を計上している業者をお選び頂くようお願いいたします。



国土交通省



厚生労働省

建設工事の発注者向け協力依頼

群馬労働局と関東地方整備局が合同で実施

(令和7年11月28日 群馬労働局プレスリリース)

趣旨・目的

建設業の労働時間は減少しているが、なお高水準であり全産業に比べると未だ長い状況。建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保が課題。

建設業で働く方の働き方改革と処遇改善には、発注者の皆様のご理解・ご協力が不可欠。

協力依頼事項

① 長時間労働の改善

「工期に関する基準」に基づき、週休2日を確保し、受注者及び関係請負人が上限規制を遵守できるような適正な工期の設定。

② 賃上げ

令和8年3月1日から群馬県最低賃金は1,063円に改定されるが、建設業の将来の担い手確保には、建設労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要。建設業法の改正趣旨を踏まえ、適正な請負代金の設定及び受発注者間における適正な価格転嫁を促進。

③ 労働災害防止

労働安全衛生法や「工期に関する基準」を踏まえ、安全衛生経費として必要な金額を請負代金に設定・適切な支払い。